

厚木市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

厚木市 通学路の安全対策協議会

1 プログラムの目的

厚木市では、平成24年6月から通学路の安全対策協議会を設置し、児童・生徒が安心・安全に登下校できる通学路を確保するための対策、検討を関係部署と連携のもと行ってきたが、引き続き密接な連携体制を確認、維持するため、「厚木市通学路交通安全プログラム」を策定する。

今後は、本プログラムに基づき、関係部署がさらに連携して、児童・生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図る。

2 推進体制

本プログラムに基づく取組の推進に当たっては、関係部署で構成する「厚木市通学路の安全対策協議会（以下「協議会」という。）」が中心となって行う。

＜協議会の委員構成、協議会規程第3条関係別表順＞

- | | |
|---------------------|------------------|
| ・教育部長 | ・都市インフラ整備部道路整備課長 |
| ・市民交流部くらし交通安全課長 | ・教育部学務課長 |
| ・都市インフラ整備部道路総務課長 | ・厚木警察署交通第一課長 |
| ・都市インフラ整備部国県道調整担当課長 | ・厚木土木事務所道路維持課長 |
| ・都市インフラ整備部道路維持課長 | |

3 取組方針

（1）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、隨時協議会を開催し、必要に応じて合同点検を実施するなど対策の検討を行い、通学路の安全性の向上を図る。

（2）定期的な通学路安全整備要望書の提出

市立各小中学校から、期限を設けて年1回、通学路安全整備要望書の提出を求める。ただし、期限外の要望書の提出を妨げるものではない。

要望書の提出は、校長名で行い、原則地元自治会長の同意を得るものとする。

(3) 対策の検討

学校からの要望箇所の内、対策が必要な箇所については、協議会において協議会構成員による合同点検を実施し、歩道整備や防護柵設置、道路のカラ一化、路面標示などの道路整備を始め、横断歩道の設置、一時停止などの道路交通法による規制や注意喚起の啓発看板の設置など具体的なメニューを検討する。

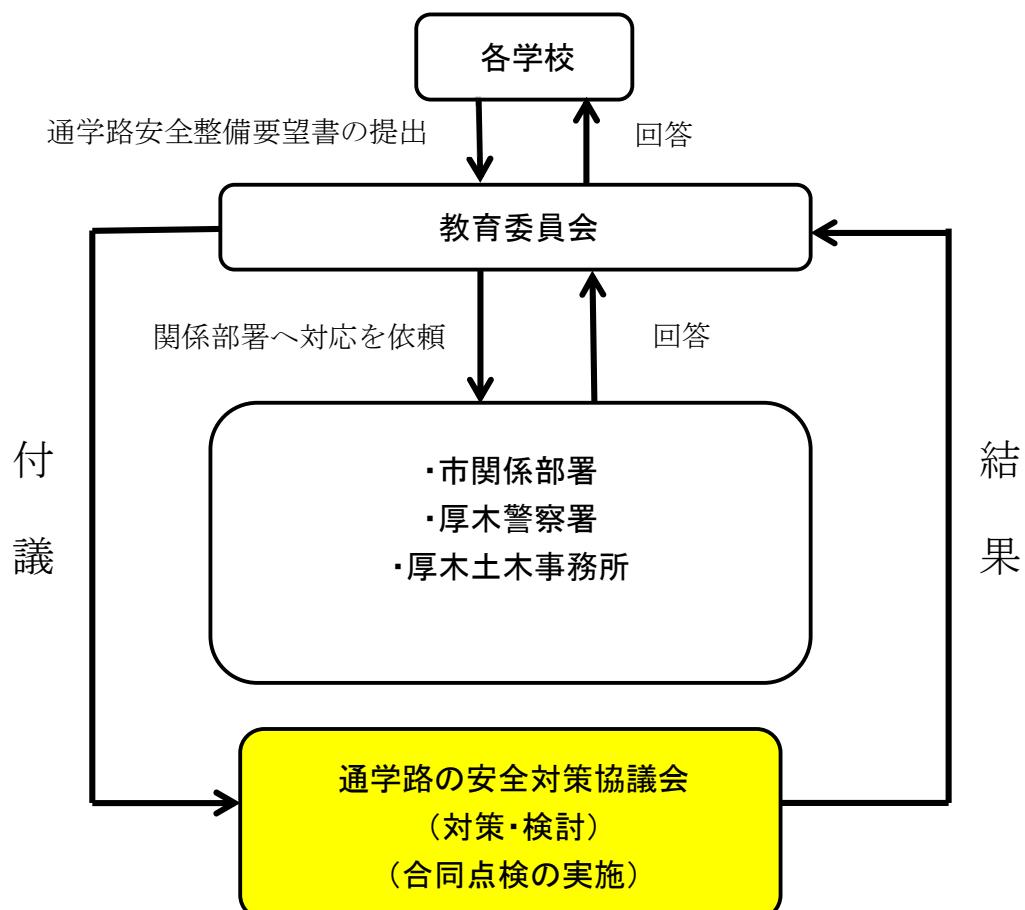
(4) 対策の実施

対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう、関係部署間で連携を図る。

(5) 対策の改善・充実

対策実施後も検証を行い、対策内容の改善・充実を図る。

【通学路安全整備要望に関するフロー】



4 対策一覧表の公表

市立各小中学校から提出された通学路安全整備要望書については、認識を共有するため、対策一覧表を作成し、関係部署及び当該学校に対して公表する。

【別添】対策一覧表

5 安心安全研修の実施

市立各小中学校において、児童・生徒の登下校時の安全確保をより一層図るために、通学路の交通安全に関する基本的な知識や情報を共有することが重要であり、これらの知識や情報をもとに、関係部署が協力して安心安全研修を実施する。

策定経過

平成26年12月5日策定

平成28年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正

対策一覧表**【別添】**

No.	整理番号 学 校 名	要望事項	要望箇所	所管課	対策内容
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

【対策検討者】 通学路の安全対策協議会規程第3条関係別表の者及び小中学校